



佐藤 博 議員

## 資産公開条例訴訟 問題の判決内容は

問

前市長の資産公開条例訴訟問題の判決について、7月19日に名古屋地方裁判所が判決を言い渡した。

前市長および当時の幹部関係者は、判決をどのように受け止め、責任を感じているのか、法律や条例の本旨を見誤らないようにするために、次の質問をする。

- (1) この判決内容の要点は。
- (2) 弁護士費用等の市の経費はいかほどか。

**損害賠償請求は棄却。条例解釈に指摘があった**

答 総務部長

(1) (被告の知る権利が侵害されたとする) 損害賠償請求は、個人の法的利益の侵害に当たるとは言えない

と請求が棄却されているが、「再当选の場合は資産等補充報告書を作成すれば条例の趣旨は足りる」という解釈運用は、条例の予定するものではなく、再当选をもって新たな任期が開始したものとして、資産等報告書を作成すべきであるという指摘がなされた。

(2) 弁護士費用については20万円である。

問

16年3月議会で、政治倫理確立の目的から、資産報告は1期ごとに公開することが条例の本旨ではないかと質問した。

判決結果と私の議会質問に対する答弁との整合性について、当時の総務部長はどのように受け止めているか。

答 開発部長

資産報告の作成は「最初の町長の任期の日から」という解釈で当時行っていた。しかし、司法の判断がなされたので、その判断に従う。

### 資産公開条例訴訟

前市長が町長時代、改選ごとに全資産の公開をしなかったのは条例違反とし、知る権利を侵害されたとして市民が市に50万円の損害賠償を求めた訴訟。

### 教育長の考え方 姿勢を聞く

問

市として今、一番大事な問題は桜小学校マンモス化である。7年前から学校整備検討協議会があるなら、今ごろは結論を出して、次の手が打たれておってしか

るべきだと思つ。

教育長が教育委員会等で議論を深め、協議会等で市民の意見を聞き、市当局もこれに対応していく姿勢がなかなか見えてこない。

一つの要因として心配されることは、教育委員会の中で委員と教育長の不協和音、認識の相違、信頼関係があまりないような気がしてならない。

今一度そうした私の指摘に対し、教育長自らが胸に手を当て、委員や教育関係者等とよく話し合いを進めることが必要かと思つ。

教育長のそうした考え方、姿勢を聞く。

### 一生懸命に教育行政 にまい進している

答 教育長

決してそのような不協和音が立ったり、いろいろな事実はない。一生懸命に教育行政にまい進しているの理解を願いたい。